

報告

道議会が国に意見書を提出

常任理事・医療政策部長 直江 寿一郎

平成24年第4回定例道議会において、「道民の医療を守るための充実・強化を求める意見書」が可決・決定され衆・参両議院議長、内閣総理大臣ほか関係閣僚に提出されました。これは、12月5日に開催した「日本の医療を守る道民協議会第10回総会」において採択した決議を道民の総意として、北海道議会から国に意見書を提出するよう当会が要望したことによるものであります。

今後とも国民皆保険制度堅持のため、積極的な働きかけをしていく所存であります。

道民の医療を守るための充実・強化を求める意見書

本道においては、人口の減少や少子高齢化が急速に進行する中、長引く経済状況の低迷なども相まって、国民皆保険制度のもと、いつでも、どこでも、だれでも公平に受けることができる医療の充実、強化とともに、介護、子育て、年金など、地域で安心して暮らしていくことができる生活基盤の確立が強く求められている。

こうした中、社会保障と税の一体改革において、消費税率の段階的な引き上げが決まったが、医療や介護の充実など、社会保障に関する議論は先送りされており、将来にわたって安心できる社会保障制度の姿を早急に明らかにする必要がある。

また、TPP交渉への参加は、外国資本を含む営利企業の参入によって医療を自由経済の市場にさらすことになり、公的保険の給付範囲の縮小や所得によって受けられる医療に格差が生じることが懸念されるなど、国民皆保険制度の崩壊につながりかねない大きな問題である。

さらに、医療における消費税に関しては、社会保険診療報酬に対して非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額のうち、社会保険診療報酬に対応する部分は仕入れ税額控除が適用されていないことから、この控除できない消費税が医療機関に多額の税負担を強いている状況にある。今の制度のまま税率が10%になると、控除対象外消費税も2倍となり、医療機関の安定的な経営に大きな影響を与えることとなる。

よって、国においては、我が国のすぐれた国民皆保険の恒久的堅持並びに地域医療の再興ができるよう、次の事項を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障・税一体改革の着実な実施を行うこと。
- 2 医療営利産業化へとつながるTPP交渉への参加に断固反対すること。
- 3 医療における控除対象外消費税の解消を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年12月25日

衆議院議長	殿	} 各通
参議院議長	殿	
内閣総理大臣	殿	
総務大臣	殿	
財務大臣	殿	
厚生労働大臣	殿	
経済産業大臣	殿	
内閣官房長官	殿	

北海道議会議長 喜 多 龍 一